外部立会人の選任について

１　公職選挙法改正（平成２５年６月３０日施行）

　　成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成２５年法律第２１号。以下「改正法」という。）は、平成２５年５月３１日に公布され、６月３０日から施行されました。

【公職選挙法抜粋】

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | | 公職選挙法第４９条第１０項  不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。 | |

２　改正の概要

　　成年被後見人の選挙権の回復と併せ、指定病院等の不在者投票管理者には、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務が設けられました。

３　外部立会人選任の流れ

　　外部立会人の選定を依頼される場合は、下記により手続きください。

（ご意向に添えない場合もございますので、予めご了承ください。）

(1)　不在者投票管理者は、下関市選挙管理委員会に対し、外部立会人選定依頼書（別記第１号様式）を**選挙期日の１２日前まで**に提出します。

(2)　外部立会人の選定依頼を受けた下関市選挙管理委員会は、外部立会人候補者を選定し、外部立会人本人（別記第２号様式）と不在者投票管理者（別記第３号様式）に選任通知を送付いたします。

(3)　外部立会人は、指定病院等において立会を実施します。

(4)　不在者投票終了後、不在者投票管理者は、実績報告書（別記第４号様式）を作成し**選挙期日後の１週間以内**に、下関市選挙管理委員会に提出します。

(5)　下関市選挙管理委員会は、提出された報告書を精査し、外部立会人に報酬を支払います。